

令和5年度

南 あ わ じ 市

定期監査・行政監査報告書

南あわじ市監査委員

目 次

1	監査の根拠等	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
	(1) 収納対策事務について	
	ア 監査の着眼点	2
	イ 監査の実施内容	2
	ウ 監査の結果	2
	エ 監査意見	8
	(2) GIGA スクール構想事業について	
	ア 監査の着眼点	10
	イ 監査の実施内容	10
	ウ 監査の結果	11
	エ 監査意見	21

1 監査の根拠等

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、南あわじ市監査基準等に準拠して実施した。

2 監査の種類

定期・行政監査

※ 財政援助団体等を所管する部署に係る管理事務が適正に実施されているかを検証する監査を財政援助団体等監査と同時に実施したので、その結果は財政援助団体等監査報告書に記載するものとする。

3 監査の対象

本年度は、下記をテーマとし、重点的に監査を行った。

- (1) 収納対策事務について（市民福祉部税務課所管）
- (2) GIGA スクール構想事業について（教育委員会教育総務課所管）

(1) 収納対策事務について

ア 監査の着眼点

監査は、次の項目について重点的に実施した。

- (ア) 収納対策事務は、法令や基準等に従って適正に行われているか。
- (イ) 収納対策事務は、賦課額に対して適正な徴収が行われているか。
- (ウ) 収納対策事務は、滞納繰越分について効率的な滞納整理に努めているか。
- (エ) 収納対策事務は、現状実施している収納方法が収納率を上げるための手段として最適なものか。
- (オ) 事務リスク回避に向けた取組

イ 監査の実施内容

(ア) 監査の期間等

令和5年10月2日から令和6年1月19日まで
関係職員等の説明を聴取した日

a 事前審査

日程：令和5年10月12日
対象：市民福祉部税務課

b ヒアリング

日程：令和5年10月30日
対象：市民福祉部税務課

(イ) 監査の方法

ヒアリング（審査）の実施に当たり、事前に所管部署へ概要資料作成及びその作成資料から事業の効果測定等を依頼するとともに、ヒアリング時に当該資料等の説明を求め、監査の着眼点を基に所管部署に対して聴き取り調査を実施した。

ウ 監査の結果

上記ア及びイに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった収納対策事務については、主要な部分は法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにされており、おおむね

適正であると認められる。

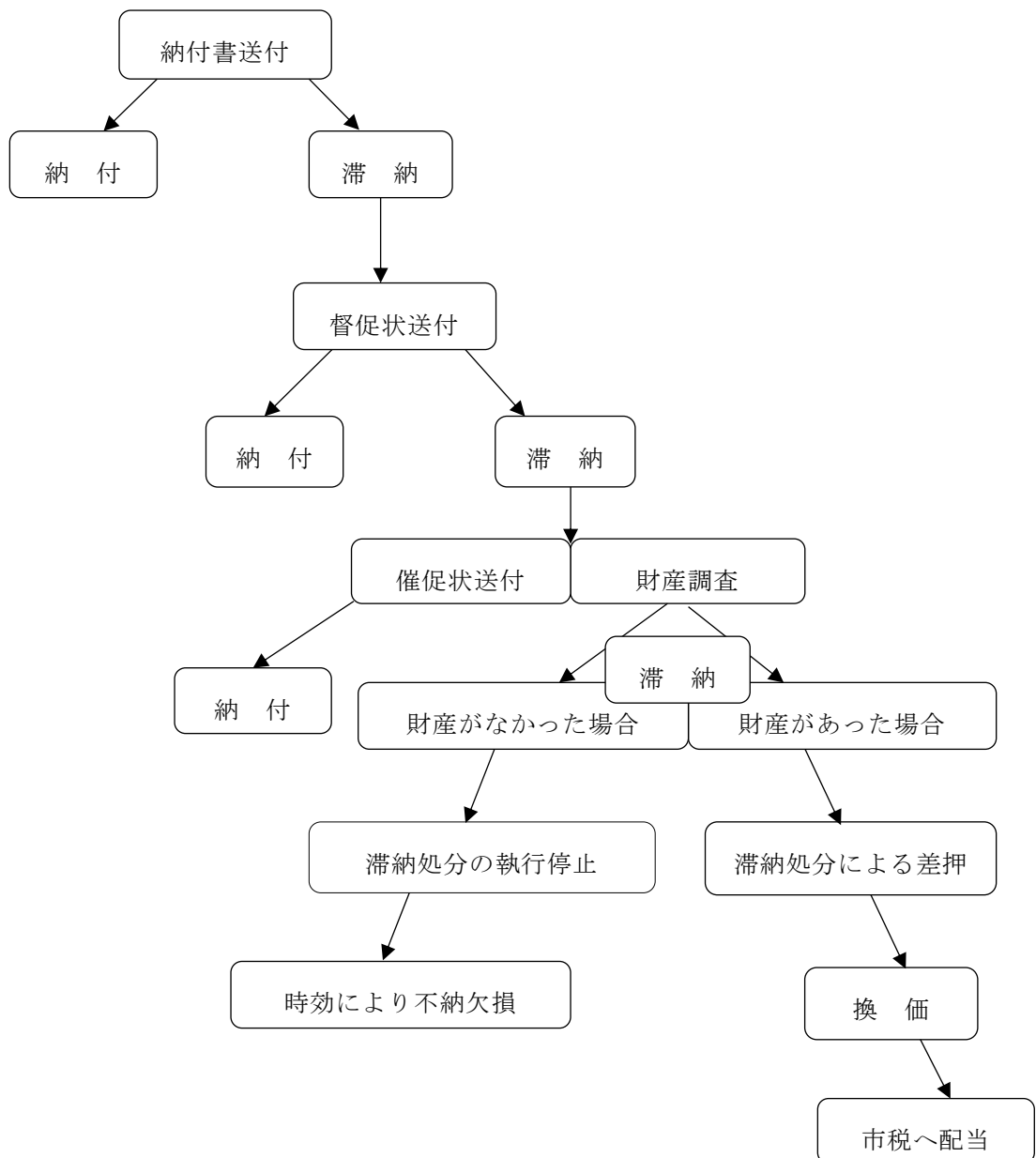
審査の詳細及び監査意見については、次のとおりである。

(ア) 収納対策の概要

a 納税通知書送付から滞納処分等に至るまでの流れ

本監査においては、収納対策事務のうち、主に滞納整理について監査を行った。納税通知書（以下「納付書」という。）送付から滞納処分等に至るまでの流れについては、おおむね次の図のとおりである。

納付書送付から滞納処分等に至るまでの流れ



b 職員体制

本市においては、市民福祉部税務課内に収納対策室を設置し、7名の職員が配属されている。職員は、収納業務専任ではなく、他業務も兼任している状況である。

c 徴収台帳及び滞納者管理

管理状況については、徴収台帳システムを平成17年1月の本市合併後から導入しており、主な機能としては、滞納者の管理、時効の管理、交渉記録・滞納処分の管理、滞納明細等の帳票発行等がある。

徴収台帳システムでの徴収管理については、毎日出納消込作業を実施し、遅滞なくデータを反映するように努めている。また、徴収台帳システムとは別に、滞納繰越者の整理や納付状況を把握するためエクセル表で管理しており、一目で状況が把握できるよう色分けするなど工夫がされている。

d ガイドライン等の整備

滞納整理については、法令で定められた基準に従い実施しているが、市独自で滞納整理ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)、滞納処分の執行停止に係る事務処理基準(以下「処理基準」という。)等の各種基準を整備している。

e スケジュール管理

収納対策事務を計画的に実行するためにスケジュール管理を行い、期日を定めて事務を実施している。

(イ) 繰越滞納分における滞納整理

滞納整理については、地方税法(以下「法」という。)第329条外の規定により督促状を発出するほか、ガイドラインに従い催告状等の文書催告や納税交渉を行うなど、滞納者の自主納付を促すよう段階を踏んで対応をしている。

また、法第331条外に規定する滞納処分を実施する前には催告状を送付している。その際滞納整理の流れをまとめた文書を同封し、滞納処分に係る手続を滞納者に通知して、関係機関への照会等を実施して

いる。

その上で、滞納者の生活実態や財産調査など文書催告だけでは把握できない場合は、必要に応じて臨戸するなどの対応をしている。

(ウ) 滞納者の担税力に応じた制度

令和4年度末現在の滞納者数は約2,200人程度であるが、納期限を超過した納税義務者が全て滞納者となるため、この数には単年度だけの滞納者も多く含まれている。滞納者に担税力がある場合には、督促状の通知により速やかに納付されることが多い。

a 分割納付

分割納付とは、滞納者の意思に基づき分割して納税する制度である。分割納付するための誓約書を提出している人数は、令和4年度末現在で368人となっている。

b 徴収猶予及び換価猶予

徴収猶予及び換価猶予は、滞納者の意思に基づき申請されるものである。令和4年度については、徴収猶予の申請及び許可は0件であり、換価猶予の申請及び許可は1件であった。

(エ) 滞納処分の実施

年度別滞納処分状況については、次表のとおりである。

年度別滞納処分状況

(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を含む)

年度	交付 要求	差押	参加 差押	合計	差押・参加差押のみ	
					市税等に相当した額	件数
令和2年度	14件	168件	1件	183件	13,030,199円	133件
令和3年度	8件	161件	2件	171件	30,489,963円	153件
令和4年度	15件	59件	3件	77件	13,077,066円	84件

滞納者に担税力があるにも関わらず納付する意思がない場合は、法第331条外の規定により滞納処分を実施することとなる。この処分の際しても、ガイドラインに従い、所在調査及び財産調査を実施しており、担税力の有無を調査し処分を決定している。

なお、差し押さえた財産は、財産や換価手続きにより換価時期が異

なる。例えば不動産においては、年数回実施される公売により換価される。近年では、不動産等を対象にインターネット公売を取り入れることにより、従来の公売方法に比べ事務負担が軽減されている。令和4年度では1件480,000円が換価された。

(オ) 滞納処分の執行停止

法第15条の7に規定する滞納処分の執行停止の状況については、次表のとおりである。

年度別滞納処分の執行停止状況
(市民税・固定資産税・軽自動車税)

年 度	件 数	税 額
令和2年度	781件	64,476,826円
令和3年度	793件	74,693,524円
令和4年度	1,128件	96,514,636円

滞納処分の執行停止については、法第15条の7の規定に基づき、ガイドラインや処理基準に従って、滞納者の財産調査をした上で、差押え可能な財産がないとき、滞納処分により生活を著しく窮迫されるとき、又は所在若しくは処分できる財産が不明であるときに実施される。

滞納処分の執行停止をした税金については、時効による消滅又は即時消滅となり不納欠損として処分される。

(カ) 不納欠損状況

年度別不納欠損状況については、次表のとおりである。

年度別不納欠損状況 (市民税・固定資産税・軽自動車税)

年 度	件 数	不納欠損額
令和2年度	788件	34,579,412円
令和3年度	768件	31,169,391円
令和4年度	842件	41,052,236円

不納欠損は、法第15条の7第4項、同条第5項及び第18条の規定に基づき処分される。時効の消滅による不納欠損は、電算システムを使用し不納欠損額を算出し、処分している。即時消滅による不納欠損

は、滞納者の状況に応じガイドラインや処理基準に従って処分している。

年度当初に1年以内に時効を迎える滞納繰越分をリスト化し、各担当で時効管理している。調査により担税力のない滞納者については、執行停止をかけ、停止後3年を経て担税力が戻らない場合は不納欠損として処分している。また、担税力のある滞納者については、分納誓約により時効を延長し、分割納付を継続している。

(キ) 本市の収納率

本市の年度別収納率は次表のとおりである。

年度別収納率（市民税・固定資産税・たばこ税・入湯税）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年課税分収納率	98.89%	98.92%	98.98%
滞納繰越分収納率	15.83%	17.83%	18.86%
合計	92.52%	93.21%	94.21%
前年度比	+0.59	+0.69	+1.00

収納率は、この3か年で現年課税分及び滞納繰越分ともに向上しており、それぞれに徴収を強化している。その取組の主なものは次のとおりである。

a 現年課税分の取組

納税の選択肢を増やすため共通納税の導入や口座振替を推奨するキャンペーンなどを実施している。また、市民税特別徴収者の現年課税分の滞納に対しては早期対応を実施しており、現年課税分から繰越しにならないよう取組を強化している。

近年では、外国人就労に伴う納税義務者が増加傾向であることから、外国人雇用事業者を把握し、事業主に納税管理人の届出を推奨するなど正しく納税されるよう努めている。

b 滞納繰越分の取組

滞納繰越分については、ガイドラインに基づく滞納整理を実施しており、滞納者の状況を把握するため、臨戸や架電を行っている。また、徴収台帳システムのほか、エクセル表を用いて担当ごとに滞

納者の進捗状況等を管理している。管理職等は係員よりヒアリングし、収納対策室内での情報共有及び進捗状況の把握を実施している。

(ク) 県内比較における本市の収納率

兵庫県が公表している「令和4年度兵庫県内市町 市町財政の状況」より、県平均と本市の徴収率等を比較すると次表のとおりである。

令和4年度兵庫県内 税徴収率等の状況

項目	県平均（前年度）	南あわじ市（前年度）
個人市町村民税徴収率	97.5%（97.4%）	95.1%（94.5%）
固定資産税徴収率	98.0%（97.7%）	92.5%（91.1%）
特別徴収実施率	87.7%（87.9%）	83.6%（83.3%）

本市の徴収率等は県平均を下回っており、個人市町村民税徴収率及び特別徴収実施率は、県内で最も低くなっている。

その理由として、納税義務者に農業従事者及び自営業者（以下「農業等従事者」という。）が多いという、本市の産業構造及び就業構造が影響していると考えられる。

税目別にみれば、個人市民税については、農業等従事者が多いことにより特別徴収の実施率が低いこと、また普通徴収の納期限超過による滞納が挙げられる。固定資産税については、農業等従事者の高齢化や事業不振による収入減等に起因する滞納が挙げられる。

(ケ) 事務リスク回避に向けた取組

事務リスク回避に向けた取組のうち、滞納者への訪問徴収については、2人1組で実施している。また、訪問徴収時の現金取扱いについては、帰庁後徴収記録簿へ記載し、課長による確認の上、現金は金庫で保管している。翌日に別の担当者が訪問徴収した記録簿と金額等を照合して会計課へ持参するなど管理を徹底している。

エ 監査意見

日本国憲法第30条において、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と規定されており、国民が納めた税によって、多くの公共サービスが提供されている。

本市の令和4年度一般会計決算では歳入総額 339 億 5,222 万 7 千円のうち、市税は 57 億 9,745 万 2 千円で歳入の 17.1%を占めており、市政の運営に欠かすことのできない財源となっている。

本監査では、法令や基準等に従った収納対策事務、賦課額に対する適切な徴収事務、効率的な滞納整理事務及び収納率向上に向けた取組等について重点を置き監査を行った。その結果、法令及び基準等の遵守、徴収台帳等による徴収管理、滞納者の担税力に応じた滞納整理の実施など、おおむね適正と認められる。

収納対策事務は、納税義務者からの税金を適切に徴収管理し、市政運営の財源確保という重要な業務を担っている。例年、一般会計決算審査意見書において、収納率が県内下位となっていることを述べてきたところであるが、市単独で見れば令和2年度以降収納率は向上している。

これは、令和2年度に策定した市のガイドライン等を遵守し、滞納者の滞納整理状況の情報管理を徹底し、職員間での情報共有を図るようにしたことが功を奏したと考えられる。また、限られた職員数で滞納者への架電や臨戸など粘り強く丁寧な対応をしていることも、収納率向上の一助となっていると言える。

同時に、滞納処分の執行停止や不納欠損の処分についても、法令や基準等に基づき適時適正な管理及び整理をしていると見受けられる。

本市においても少子高齢化により人口減少が進む中、税収入の確保が大きな課題となっている。今後も地域性を考慮しつつ、他市町の取組なども参考にしながら、より一層の取組を強く要望するものである。

(2) GIGA スクール構想事業について

ア 監査の着眼点

監査は、次の項目について重点的に実施した。

- (ア) GIGA スクール構想事業は、法令や基準等に従って適正に行われているか。
- (イ) GIGA スクール構想事業は、タブレット端末及び電子黒板等の電子端末の購入・維持管理等に対し、適切な予算執行及び物品管理を行っているか。
- (ウ) GIGA スクール構想事業を実施したことによって、教育委員会が目標としている情報推進、情報活用は有効に行われているか。
- (エ) GIGA スクール構想事業導入による事務手続が適正に行われているか。
- (オ) システムリスク回避に向けた取組
- (カ) 事務リスク回避に向けた取組

イ 監査の実施内容

(ア) 監査の期間等

令和5年10月2日から令和6年1月19日まで
関係職員等の説明を聴取した日

a 事前審査

日程：令和5年10月16日

対象：教育総務課

b ヒアリング

日程：令和5年10月30日

対象：教育総務課、学校教育課

(イ) 監査の方法

ヒアリング（審査）の実施に当たり、事前に所管部署へ概要資料作成及びその作成資料から事業の効果測定等を依頼するとともに、ヒアリング時に当該資料等の説明を求め、監査の着眼点を基に所管部署に対して聴き取り調査を実施した。

ウ 監査の結果

上記ア及びイに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった GIGA スクール構想事業に係る市の事務については、一部に注意を要する事項はあったものの、主要な部分は法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにされており、おおむね適正であると認められる。

審査の詳細及び審査意見については、次のとおりである。

なお、南あわじ市内には、市立小・中学校とは別に南あわじ市と洲本市にまたがる校区を持つ広田小学校及び広田中学校が設置されており、当該2校の教育事務を管理執行するため、南あわじ市と洲本市は、地方自治法第284条第2項の規定により、一部事務組合である南あわじ市・洲本市小中学校組合（以下「小中学校組合」という。）を設置している。

小中学校組合の事務は、すべて南あわじ市教育委員会の職員が兼務して行っているが、南あわじ市と小中学校組合は異なる地方公共団体であり、監査委員についても個別に設置されていることから、小中学校組合が管理執行している前記2校に係る事務は、今回監査の対象外となる。

また、各表の割合は、単位以下小数点第1位未満を四捨五入しているため、合計の欄と各内訳の合計とは一致しない場合がある。

(ア) GIGA スクール構想事業の概要

文部科学省が推進する教育改革の一つで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、「主体的・対話的で深い学び」「個別最適化された創造性をはぐくむ教育」の実現に向け、1人1台端末をはじめとしたICT機器を最大限に活用し、教育環境の充実、授業改善、個に応じた指導の充実により、子どもたちの確かな学力の育成を図る。

(イ) 導入状況

文部科学省は当初、タブレット端末の配備計画を令和6年3月末までとしていたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い端末配備計画を3年間前倒しし、令和3年3月までとした。本市においても急速な整備が求められ、令和3年3月には整備が完了している。

a 実施体制

(a) 導入当初（令和2年4月時点）

① 教育委員会

教育総務課及び学校教育課に GIGA スクール構想事業に関する業務の担当者を配置していた。

② 学校

情報担当の教員を GIGA スクール構想事業に関する業務の担当者として配置していた。

(b) 現在（令和5年4月時点）

① 教育委員会

教育総務課内に ICT 推進係を新たに設置し、担当者を配置している。

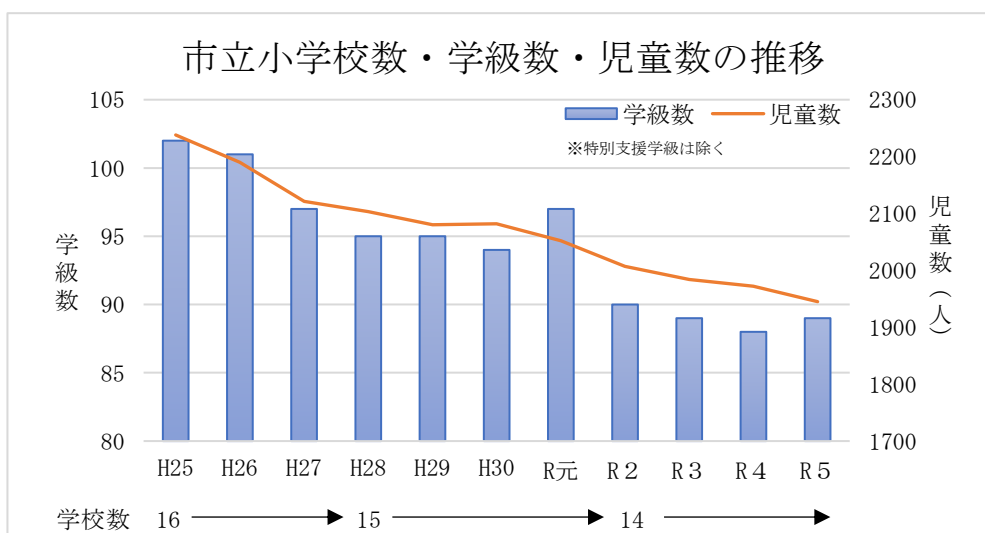
② 学校

導入当初と同じ。

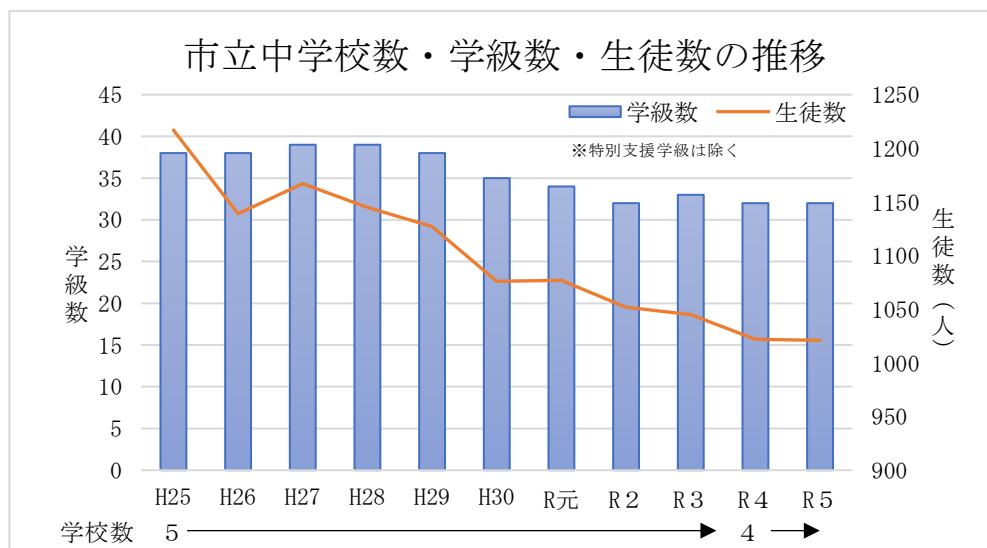
b 導入の対象となる児童生徒数等

本市には、令和5年5月現在、小学校14校、中学校4校があり、児童生徒が2,966人在籍している。小学校及び中学校の児童生徒数はともに減少傾向で、市立小学校数・学級数・児童数の推移は図表1のとおり、市立中学校数・学級数・生徒数の推移は図表2のとおりである。

(図表1)



(図表 2)



c 環境整備（ハード面）

教育委員会は令和2年度から、タブレット端末、電子黒板、充電保管庫等の整備を進めている。令和3年3月には、タブレット端末及び充電保管庫については全児童生徒への整備が完了しており、令和3年度中には電子黒板について各学級への整備が完了している。

現在の保有状況は以下のとおりである。

(a) タブレット端末（令和5年4月時点）

- ① 児童生徒用 2,966 台
- ② 教員用 304 台
- ③ 予備機 30 台
- ④ 保守用 26 台（保守経費対象外）

(b) その他（令和5年4月時点）

- ① 電子黒板
 - ・ ディスプレイ型 92 台
 - ・ プロジェクタ型 34 台
- ② 充電保管庫 134 台
- ③ 支援が必要な児童生徒への支援機器の整備

障害等のある支援が必要な児童生徒への支援機器については、スイッチ機器を必要に応じて導入している。

d 環境整備（ソフト面）

(a) デジタル教科書

① 児童生徒用

全児童生徒が使用できるよう導入している。

② 教員用

全校で使用できるよう導入している。

(b) デジタルドリル

e ライブラリを導入している。e ライブラリには、AI 型ドリルを搭載しており、児童生徒は習熟度に応じて自動構成された問題を解くことができる。

(c) 支援ソフト

読み上げソフト等を導入している。

(d) クラウドサービス

クラウドサービスを利用しており、写真、ファイル等のデータの保存先として利用している。さらに、授業などにおいて、教員と児童生徒間でのファイル共有や共同作業等を実施するために活用している。

1 アカウントにつき、200GB のクラウド容量を確保している。

e 通信状況

LTE 機能付きタブレット端末を導入しており、LTE 回線で1 か月当たり 20GB 使用できる。また、余ったデータについては、翌月まで繰越可能である。

当初の導入業務契約の中で、各学校の電波状況の確認及び改善を実施している。

(ウ) 契約事務

a 選定、契約

(a) タブレット端末（充電保管庫を含む）

プロポーザルによりタブレット端末導入業者（以下「受注業者」という。）を選定し、随意契約を行っている。プロポーザルに係る事務においては、事務効率化及び経済性の観点から、本市と小中

学校組合が一体的に行っている。

契約には、導入業務（タブレット端末、その他周辺機器の導入等）、保守業務（ヘルプデスクの設置、故障・障害の対応等）及びGIGA スクールサポーター配置業務（教員への研修、授業支援等）が含まれ、タブレット端末の導入については、リース方式を採用している。

(b) 電子黒板

指名競争入札により電子黒板導入業者を選定し、契約を行っている。

契約には、導入業務（電子黒板、その他周辺機器の導入等）、保証業務及び研修業務（教員への研修等）が含まれ、電子黒板の導入については、一部を除きリース方式を採用している。

b 履行確認

受注業者が設置しているヘルプデスクに寄せられた相談やそれに伴う対応状況等について、受注業者から毎月報告を受けており、それに基づいて履行確認を行っている。

(エ) 事業経費

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	209,508(85,344)	76,158	76,158
使用料及び賃借料	0	6,910	16,584
工事請負費	0	8,734	0
備品購入費	62	4,142	0
合 計	209,570(85,344)	95,944	92,742

※()内は、受注業者が国から受領した補助金額で令和2年度に市が実際に支出した合計額は、85,344千円を差し引いた124,226千円となる。(再掲)

委託料は、タブレット端末等に係る経費で、令和2年度は導入業務等に係るもの113,180千円、保守及び賃借に係る10,984千円の合計となっており、令和3年度以降は、保守及び賃借に係る経費となっている。使用料及び賃借料は、電子黒板に係る経費で、主に保守及び賃

借に係るものである。

各年度における事業費の主な財源は、次表のとおりである。

(単位：千円)

年度	区分	主な財源	金額
令和2年度	国庫支出金	公立学校情報機器整備費補助金（市・受注業者共同申請分）	85,344
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	74,928
		学校情報通信技術環境整備事業補助金	18,482
		GIGA スクールサポーター配置支援事業補助金	8,775
		家庭学習のための通信機器整備支援事業補助金	1,741
		入力支援装置購入事業補助金	60
	市債	学校教育施設等整備事業債	18,400
	一般財源		1,840
	合 計		209,570
令和3年度	国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	41,188
		学校施設環境改善交付金	2,907
	繰入金	学ぶ楽しさ日本一基金	32,622
	市債	過疎対策事業債	13,400
	一般財源		5,827
	合 計		95,944
令和4年度	国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	73,646
	繰入金	学ぶ楽しさ日本一基金	19,096
	一般財源		0
	合 計		92,742

GIGA スクール構想事業の児童生徒1人1台端末の新規整備等に係る国の補助金として公立学校情報機器整備費補助金があり、リース方式の場合、端末本体の購入費相当額は、国からリース業者に補助金が直接交付される。

本市においては、タブレット端末整備についてリース方式を採用しており、令和2年度の公立学校情報機器整備費補助金については、本

市と受注業者が共同で申請し、受注業者が補助金 85,344 千円を受領している。なお、当初の導入業務における本市と受注業者との契約金額については、公立学校情報機器整備費補助金額をあらかじめ差し引いた金額としている。

令和3年度及び令和4年度の最も大きい財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっている。

(4) 機器等の管理運用状況

機器等の管理運用に関しては、南あわじ市、南あわじ市・洲本市小中学校組合小中学校タブレット端末（学習用 iPad）等使用規程（以下「使用規程」という。）及び南あわじ市、南あわじ市・洲本市小中学校組合小中学校タブレット端末（学習用 iPad）等貸出規程が整備されており、各規程に基づいて管理運用が行われている。

a 備品管理台帳

導入したタブレット端末、電子黒板等については、すべて個別の台帳において管理しており、入替え等発生した場合は、随時更新を行っている。

各台帳の管理は、教育総務課及び学校教育課にて行っており、タブレット端末に係る管理台帳については各学校と共有されている。

b タブレット端末の日常管理

(a) 学校保管

充電保管庫内にて保管し、充電保管庫は施錠している。

(b) 持ち出し

自宅での課題等実施のためのタブレット端末の持ち帰りについては、学校管理職の許可を得た上で個々の管理となる。

(c) 転校・異動等あった場合の対応

児童生徒用の端末については、児童生徒個人へのタブレット端末利用に係るアカウント設定を行っているため、教育総務課で回収し、キッティング（初期化・設定等の流し込み）を行っている。余ったタブレット端末については、児童生徒数の増減に備えて予備機として運用している。一方、教員用タブレット端末について

は、教員個人へのタブレット端末利用に係るアカウント設定は行っていないため、教員間で引継ぎのみを行う。

c 年度切り替え時の管理

在校生分のタブレット端末については、教育総務課が遠隔操作でアプリ等の年度更新を行うため、個々での設定等は不要であるが、卒業生分のタブレット端末については、教育総務課にて回収のうえ、新入生用にキッティングを行う。児童生徒等の人数の増加分は予備機から提供し、減少分は回収し予備機として運用する。

- ・ 小学校 6 年生→小学校 1 年生
- ・ 中学校 3 年生→中学校 1 年生

また、これまで卒業生分約 700 台のタブレット端末のキッティング作業については、教育総務課の職員 2 名で約 1 か月間かけて実施していたが、令和 5 年度以降は、ICT 支援員との共同作業を予定している。

d タブレット端末の故障等の処理及び対応

タブレット端末の故障等の状況は次表のとおりである。

(単位：件)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
紛失・盗難・廃品	0	0	0
故障	28	92	25

※令和 5 年度は 7 月 31 日までの数値

主な故障は、ディスプレイ割れ、キーボード付きカバーの不具合、ケーブルの破損、水没等である。個々の修理は年 2 回まで保守対象となっており、3 回目以降、紛失等においては、教員用のタブレット端末を再キッティングし利用する等、学校で対応することとなっている。

紛失、盗難、廃品の事案については、導入から令和 5 年度にかけては、発生していない。紛失時は「貸出物品亡失・損傷届」を提出することとなっている。また、紛失した場合は、遠隔操作により紛失モードに設定し、本体をロックできるほか、任意のメッセージを

表示させることや、位置情報を利用して探すことも可能である。

(カ) 情報セキュリティの管理

a 個人情報管理

基本的にタブレット端末内には個人情報は含まれておらず、端末・アプリ毎に指定した ID・パスワードを設定し、管理している。

持ち出しについては、使用規程に基づき、学校管理職の許可が必要となっている。

b セキュリティ研修体制

校長会等において、随時情報セキュリティ等に関する指導や情報発信を行っている。

(キ) 情報モラル教育の状況

校長会等で、定期的に資料を配布することで、ルール等の徹底を図っている。また、青少年育成センターにおいてスマホネットワーク推進協議会を設置しており、保護者等に対しても、情報モラル及び情報セキュリティに関する研修会等を実施している。

タブレット端末においては、フィルタリングソフトを導入しており、有害なサイトへのアクセス等はできないようになっている。

(ク) 児童生徒の健康への配慮状況

情報モラル教育と併せて使用時間の周知等を行っている。

(ケ) システムリスク回避に向けた取組

受注業者がヘルプデスクを設置しており、操作に関すること、不具合、故障等について対応を行っている。令和5年度から、ICT 支援員を配置しており操作に関すること、不具合等について対応を行っている。

また、LTE 環境における通信障害が発生した場合、各教室に Wi-Fi 環境が整備されているため、タブレットの継続利用が可能である。

(コ) 情報推進

クラウドを利用し、データの共有、共同作業を行うことができ、グループでの作業や発表などに活用されている。また、自宅学習等においては、AI 型ドリルを搭載しており、児童生徒は習熟度に応じて自動

構成された問題を解くことができるため、児童生徒一人一人に合わせた課題等の取組も見られる。

その他、健康観察や連絡帳としても活用されている。

(サ) 組織、支援体制

a 教員への研修状況

導入当初の令和2年度において、11月に2回、12月に1回実施している。以降は、各学校の情報担当教員が指導を行っている。

また、令和2年度においては、受注業者との契約でGIGAスクールサポーター2名を導入し、各学校を巡回し、授業支援等を行っている。

b 支援員の配置

令和5年4月からICT支援員4名を配置しており、週に1度各学校を巡回し、ICT関連の支援を行っている。

c 端末管理、トラブルに関する問合せ先

受注業者が設置しているヘルプデスク（操作、不具合、故障等）とICT支援員（操作、不具合）にて対応している。

d 教育現場からの報告や要望を受ける体制の整備状況

GIGA推進委員会及びGIGA運営委員会の2つの委員会を設置しており、報告や要望は各委員会に諮り、次年度以降に反映させる。各委員会の構成員等については次表のとおりである。

各委員会の構成員等

委員会	GIGA推進委員会	GIGA運営委員会
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・情報担当校長（小学校）1名 ・情報担当校長（中学校）1名 ・情報担当教員6名 ・教育委員会職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報担当校長（小学校）1名 ・情報担当校長（中学校）1名 ・情報担当教員20名 ・教育委員会職員
開催頻度	年3回程度	年3回程度
内容	タブレット端末利活用に係る方向性の検討	GIGA推進委員会における決定事項の周知等を実施

エ 監査意見

(ア) 総括

GIGA スクール構想の目指すものとして、文部科学省の資料において「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する」及び「これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」の2つが示されている。

本市においても文部科学省の方針に基づき、タブレット端末等の整備を実施してきた。本事業は、今後も継続して実施していく必要があり、毎年度多額の経費が投入されていることから、事務処理については、より一層、事業の効率性、有効性等を分析し、随時見直しや改善を図ることが必要である。また、教育委員会は、これまでタブレット端末を有効活用するため、電子黒板、Wi-Fi 環境の整備等に努めており、今後も同様に ICT 化推進体制を強化するとともに、専門的な知識を持った人材の確保と継続的な人材育成に取り組むことが重要であることから、教員等に対する教育研修の充実に努めることが求められる。

今回、GIGA スクール構想事業に係る事務について監査を実施した結果、急速な整備が求められる状況であっても、規程等を早期に整備するとともに、約 3,300 台ものタブレット端末、それに付随する備品等について円滑に管理運用する体制の構築に努めており、事業はおおむね適正に執行されていたが、一部に注意を要する事項が見受けられたので、次に掲げる事項について検討・取組をされたい。

(イ) 個別事項

a 注意事項

地方公共団体間の事務手続について

今回、タブレット端末の導入業務等において、プロポーザルによる随意契約を行っており、プロポーザルに係る事務は、南あわじ市と小中学校組合の職員が事務を兼務していることから事務効率化及

び経済性を考慮し、一体的に行われていた。

その事務手続については、南あわじ市と小中学校組合で意思決定に係る決裁等を団体ごとに行う、又は南あわじ市と小中学校組合で業務委託契約を締結するといった事務手続が必要であるが、本件においては、そのいずれの手続も確認できなかった。

異なる地方公共団体がプロポーザル事務を一体的に実施することについては、事務効率化及び経済性の観点から合理性はあると認められるものの、一部の事務手続が不足していたと言わざるを得ない。

今後、同種の兼務事務の執行に当たっては、適切な手法を検討されたい。

b 要望事項

契約書記載事項の変更について

当初導入契約において契約書に記載の履行場所を「南あわじ市立19小中学校」として契約しているが、令和4年3月の倭文中学校の閉校に伴い、履行場所が変更となっている。これについては、受注業者に対し口頭で変更を通知しており、書面等での通知及び協議内容の記録は行っていなかった。ライセンスやタブレット端末の台数等に影響はなく、契約金額、期限等に影響は出ていないが、契約の適正な履行を確保するため、変更契約を締結するに至らないものであっても、契約書の記載事項等の変更においては、相手方との協議内容に関し、文書として記録を作成・保存されるよう要望する。

c その他

ICT機器の更新について

1人1台端末の利活用が進む中、導入初期から約3年が経過しており、ICT機器の更新時期が近づいている。本事業における児童生徒のより良い学びを確実に継続させるため、有効な補助金等を活用しながら、経済性、効率性及び有効性を考慮した事業の推進に努められたい。

